

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和 28 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項を次のように改める。

2	防疫等作業手当	(1) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 2 項若しくは第 3 項に定める感染症又は人事委員会がこれらに相当すると認める感染症の患者を入院させる作業に直接従事したとき。	日額 250 円
		(2) 職員が家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条第 1 項に定める家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会の定める家畜伝染病に限る。次号において単に「家畜伝染病」という。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消	日額 380 円（著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその 100 分の 100 に相当する額を

	毒の作業に従事したとき。	加算した額)
	(3) 職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業(前号の作業を除く。)で人事委員会が定めるものに従事したとき。	日額 290 円

別表第1の3の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺等の作業に係る手当の対象となる家畜伝染病を追加する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。